

第1回子ども条例（仮称）検討会 会議録

日 時：平成18年8月23日（水）午前10時45分～正午

場 所：名古屋市役所 東庁舎5階 大会議室

出席者：委員6名、傍聴者8名

（自己紹介）

稲葉委員： 名古屋大学の稲葉と申します。専門は行政法です。よろしくお願いします。

熊田委員： 愛知弁護士会所属の弁護士の熊田登与子です。20年近く弁護士をやっておりますが、子どもの権利に関する特別委員会の委員を長年やらせていただいております事と、平成9年頃から児童虐待に関する弁護士有志の活動に参加しています。そういう事で今回この委員に選んでいただいたのかなと思っています。どうかよろしくお願いします。

小池委員： 名古屋鉄道取締役鉄道事業副本部長をやっております小池です。子どもの権利と言いますか、条例に関して今まで全く深く考えた事はありませんでしたので、皆さん方の意見を聞きながら、良い条例に向けて意見を出していきたいと思っています。よろしくお願いします。

白石(真)委員： 5月1日から名古屋市子ども青少年局の政策参与を拝命いたしました東洋大学の白石真澄です。本日子ども条例検討会の第1回ですが、法律の専門家や子育て、さまざまな制度面の専門家の先生方、民間企業の方に入っていて、この検討会での議論が活発になるような期待を非常に大きく感じております。行政だけで子育て支援やさまざまな制度作り出来るはずがございませんので、この条例を作っていく過程を大切に、市民の方々や市内にありますNPOの方々の力を結集して、今の子ども達を幸せにしていく、その結果それに続く若い人たちが名古屋で子どもを産みたいと思ってもらえる、そういう心や行動のより所になるような条例が出来ればと思います。是非ご支援よろしく申し上げたいと思います。ありがとうございました。

白石(淑)委員： 白石淑江です。同朋大学の社会福祉学部の幼児福祉専攻という事で教鞭を取らせていただいています。その他、子どもの虐待防止ネットワーク愛知の仕事と虐待の予防という事で子育て支援の方に力を入れてやっております。よろしくお願いします。

藤田委員： 名古屋市立大学の藤田榮史と申します。専門は産業社会学で、労働や経営の問題を社会学の視点から勉強しております。なごや子ども・子育てわくわくプランの懇談会の委員をやっておりますので、その関係で選ばれたんではないか

と思っています。男性の働き方の見直しを含めた問題が、子どもが育つ環境を育む上で今非常に大きな問題だと考えております。よろしくお願いします。

(意見交換)

藤田委員： 検討会の名称が「子ども条例検討会」となっていて、子どもの権利条例とはなっていないのですが、その意味についてお聞きしたいと思います。つまり、子どもの権利条例だと子どもの権利、あるいは子どもの権利を救済する為の様々な制度をどう整備するか、例えばオンブズマン制度をどう整備するか、ということが中心になると思いますが、その問題だけではなく、子どもの最善の利益を追求する為にどのような社会的な条件整備等々が必要だろうか、ということも含めて考えたいという事で、子どもの権利条例検討会ではなく、子ども条例となっていると考えてよろしいのでしょうか。もう一点は、次世代育成支援条例ではなくて、子ども条例と仮称でなっている意味ですが、それは、子どもの視点を中心に据えながら、大人の問題、例えば未婚化の現状をどういうふうに考えて、どういうふうな次世代育成支援の政策を考える必要があるか、ということも子どもの視点、子どもの権利という事を中心に据えながらも、この条例では考えていきたいというようことでよろしいのでしょうか。

熊田委員長： 今のご質問ですが、むしろそれは視点を含めてこの検討会の中で議論していく、この検討会の中できちんと詰めていくということになると思います。この条例に子どもの視点を具体的にどう入れていくのか、次世代育成支援や子育て支援をどの視点から考えるかも含めてこの検討会で皆さんに議論いただくということかと思います。

白石(真)委員： 子どもに関する条例を制定している都市はいくつかありますが、札幌市などは非常に網羅的な条例です。この検討会は非常に厳しい日程の中で進みますが、最初の議論は、あまり制約条件を設けずに行いたいと思います。例えば子どもの視点で考えますと、虐待の問題や教育を受ける権利、安全や快適な都市環境の問題などいろいろなニーズがあります。その時にこの検討会のメンバーだけで検討するのもなかなか難しいと思いますので、外部の専門家などをお招きしながら、集中的にヒアリングをするような進め方があってもよいのではないかと思います。また、こうして様々な分野の専門家が集まった検討会ですので、事務局が一方的にたたき台を出すという事ではなく、委員それぞれから課題をまとめたペーパーを出して、それを元に議論を進めてもよいのではないかと思います。

それから、視点ということでは、子どもの権利を守るために大人が行動しなくてはいけないこともありますので、子どもの視点だけでいいのかどうかという点もあると思います。これについてはあまり条件を設けずに最初の1、2回は、いろんな課題を盛り込みながらブレインストーミングをするような方向で

進めて行ければと思いますが、いかがでしょうか。

稲葉委員： 子どもと言いましても、どの範囲を子どもとして捉えるのかということで中身も違って来るだろうと思います。ですから、どの範囲の年齢の子どもに関する条例を検討していくかという事をまず最初に議論したほうがよろしいかと考えます。例えば若年の労働者問題も含めていきますと、大変広がりを持つテーマとなりますが、その辺りも含めて最初は少し広く検討したほうがいいのではないかと考えています。

小池委員： 私も2人の子どもがおりますが、今まではどちらかと言いますと、大人は子どもを扶養する義務がある一方、子どもは親に従わなければいけない義務がある、という視点でしか考えておりませんでした。しかし、今回この検討会の委員を依頼されまして、改めて子どもの権利とは何だろうと考えはじめました。なかなか結論は出ませんが、やはり最近の虐待事件や、青少年自身が起こす事件を見ますと、子どもの視点から見た立場を議論する土壌ができていないという事を私自身の反省も踏まえて考えました。一つ目には、子どもの健全な育成を図る為に子どもの視点でみた権利と、それを醸成する世間の環境作りについて考えてみたいと思います。

二つ目には、企業で働く女性の為に、企業の立場でどういう支援ができるのか、という事を企業の立場から考えてみたいと思います。

最初はあまり一つの方に絞らずに多面的に出してみるとどこに問題があるのか絞れていくと思います。

白石(淑)委員： 子どもの権利条例ではなく、子ども条例とするところも是非議論していきたいですし、少子化問題と子ども条例との距離の持ち方にすごく私としては着目したいと思います。私自身は少子化対策としての子育てネットワーク作りに関わっていますが、産みにくさ、育てにくさという所に着目するのではなく、子どもが産まれてきたい社会、子どもが育ちやすい社会というふうに、少子化問題とはある程度距離を保ちながら、結果的にはそれに繋がるというふうにしていきたいと思います。それからインターネットで、川崎市の子ども権利条例の取り組みを見ましたが、2000年くらいからずっと検討されていて、あまり焦って早急に形あるものにする事自体難しいですし、まだ子どもの権利とは何だろうかという事が自分の中できちんと思考ができていないので、勉強しながら進めていけたらと思っています。

藤田委員： 子どもの視点、これ自体が何かという事ももちろん議論の対象ですが、子どもの視点を大事にする、そういう観点から条例を広く考えて、そして委員会の議論の中で絞り込んでいくという方向性でいいと思います。

熊田委員長： ありがとうございます。それで一つご提案ですが、先ほど白石真澄委員か

ら、委員ペーパーというものを出す、或いはご了解が得られれば場合によってはメーリングリストを作りまして、ある程度議題を絞り込んで検討会の場で検討していくという形で進められればと思います。副委員長さんから焦らずにという話もございましたが、ある程度形を作って、それを更に改良するという事をきちんと提言に盛り込んでいくという方法もあるかと思います。しばらくはいろんな事を幅広く議論していきたいと思っています。